

① 自己負担限度額

所得（各種控除後の年間所得）に応じて、自己負担限度額が異なります。

また、70歳未満の方と、70歳以上75歳未満の方で限度額が異なります。

◎70歳未満の方（平成30年8月1日現在）

区分	所得要件（※1）	自己負担限度額（※2）
ア	旧ただし書所得 901万円超（※3）	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 【多数該当：140,100円】
イ	旧ただし書所得 600万円超901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 【多数該当：93,000円】
ウ	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数該当：44,000円】
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 【多数該当：44,000円】
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【多数該当：24,600円】

(※1) 所得は前年のもの（1～7月診療分は前々年の所得によるもの）

(※2) 【 】内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当したときに適用される金額（多数該当）

(※3) 所得の申告が無い世帯は、区分アとしてみなされます。

◎ 70歳以上75歳未満の方（平成30年8月1日現在）

区分	自己負担限度額（入院及び世帯合算）	
	外来（個人ごと）	
現役並み所得者Ⅲ （課税所得 690 万円超）	252,600 円+ （総医療費－842,000 円）×1% 【多数該当：140,100 円】	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得 380 万円～690 万円未満）	167,400 円+ （総医療費－558,000 円）×1% 【多数該当：93,000 円】	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得 145 万円～380 万円未満）	80,100 円+ （総医療費－267,000 円）×1% 【多数該当：44,000 円】	
一般	18,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 【多数該当：44,400 円】
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （年金収入 80 万円以下等）		15,000 円

（注）75歳に到達した月は、国保と後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ2分の1ずつとなります。